

平成 24 年度予算編成の基本方針 ～日本再生に向けて－危機をチャンスに～

平成 23 年 12 月 16 日
閣 議 決 定

我が国は、次元の異なる二つの危機に直面している。少子高齢化による労働力人口の減少の下で、成熟社会に応じた産業構造への転換が遅れ、「縮小均衡」による「やせ我慢の経済」が継続し、財政状況も日に日に厳しさを増していくという、東日本大震災以前から「そこにある危機」。そして、「危機の中の危機」とも言うべき、東日本大震災、原発事故と電力制約、円高、世界的な金融市場の動揺といった新たな危機。

二つの危機を克服するために、震災からの復興に全力を尽くすとともに、「そこにある危機」の克服に向けて、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に定められた取組を加速・強化する。さらに、「何かにチャレンジすることによるリスク」よりも「何もしないことのリスク」の方が大きいという考え方にに基づき、危機をチャンスに変えるため、大胆な規制・制度の見直しを含め、産業構造を変革していくとともに、政治・行政の仕組みの変革に取り組む。

野田政権は、こうした「危機をチャンスに変える」という考え方で日本を再生していく。こうした考え方の下、「新成長戦略」への取組の断行と、日本再生元年へのチャレンジとして、平成 24 年度予算編成の基本方針を示す。

1. 基本的な考え方

(1) 日本再生元年

野田政権は、日本人が、長期にわたる停滞を乗り越え、「この国に生まれて良かった」と思える「希望と誇りある日本」を取り戻す日本再生に全力を尽くす。縮小経済からの脱却を目指して新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済再生、分厚い中間層の復活を目指して、雇用を通じて一人一人が参加できる

活力ある社会への再生、持続可能で活力ある地域社会の再生、農林漁業の再生等、様々な分野で日本再生を図っていく。

平成 24 年度予算を「日本再生元年予算」と位置付け、新成長戦略の実行の加速を中核に据えつつ、国家戦略会議における「日本再生の基本戦略」策定に向けた議論を踏まえ、日本再生重点化措置等も最大限活用しつつ、日本再生のための取組のスタートとして、新たな産業の創出を始め成長力の強化に尽力するとともに、雇用創出や人材育成等に戦略的に取り組む。その上で、平成 24 年夏までに、「日本再生戦略」を取りまとめ、多岐の分野にわたるフロンティア（新たな可能性の開拓）を含め、中長期的に目指すべき方向を示し、平成 24 年度以降の予算編成にいかしていく。

(2) 経済成長と財政健全化の両立

世界最速のペースで少子高齢化が進む中、負担の伸びが給付の増大に追い付いていないことに加え、生産年齢人口が減少し、若年世代の稼得能力も低下しており、その結果、極めて厳しい財政状況となっている。最近の欧州の政府債務危機の状況は、「国家の信用」が市場から厳しく問われ、財政危機が現実的に経済危機をもたらし得ることを示している。

こうした状況を克服するためには、経済成長と財政健全化を両立させることがこれまで以上に重要である。省庁の縦割りを越えて、大胆な予算の組替えを進め、財源を最も効果的に活用して新成長戦略を強力に進めていくことと併せ、「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に沿って具体化に向けた検討を進め、経済成長と財政健全化の両立を実現していく。

2. 平成 24 年度予算の基本方針（日本再生に向けて）

平成 24 年度予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の 5 つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。あわせて、地域主権改革を確実に推

進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う。

(1) 東日本大震災からの復興

① 被災地の経済社会の再生

日本再生の一丁目一番地は、東日本大震災の被災地の経済社会の再生である。被災地の方々が早期に復興を実感できるよう、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、平成 23 年度補正予算に引き続き、平成 24 年度予算においても震災復興に全力を挙げる。

特に、平成 23 年度第 3 次補正予算に際して創設された東日本大震災復興交付金を一層活用して被災地が主体的に行う復興地域づくりの支援等を行う。また、国の事業計画及び工程表に基づくインフラ施設等の復旧・復興を一層推進するとともに、被災者の心のケアや中小企業支援等、被災地にとって切実な問題への対応を着実に実施していく。さらに、被災地の意向を踏まえて前例のない税制特例や大胆な規制緩和を講じる「復興特区制度」を最大限推進しつつ活用し、国内外からの投資を呼び込み、復興を加速させるとともに、被災地の復興を日本全体の経済社会の再生モデルとして捉え、新成長戦略を先取りして実施し、被災地における再生可能エネルギーや医療等の分野における産学官連携・共同研究支援事業等を推し進める。

② 原発事故からの再生

「福島再生なくして、日本の再生なし」との考え方で、平成 23 年度補正予算に引き続き、平成 24 年度予算においても、被災者の支援に加え、放射性物質汚染廃棄物処理や土壌の除染等の取組を加速する。また、次期通常国会に福島復興再生特別措置法案（仮称）を提出し、産業の復興再生、放射線に伴う不安の払しょくなど福島の復興再生のための取組を進める。これらの取組を通じて、原子力災害からの復興に全力で取り組む。

(2) 日本再生重点化措置等を通じた経済分野のフロンティア開拓

財政健全化との両立を図りつつ、日本経済を再生することは可能であり、真の日本再生のためには、それ以外の選択肢はない。このためには、限りある財源を最大限活用し、省庁の縦割りを越えて、新産業や雇用の創出に実効性のある投資をメリハリをつけて実行していくことが必要である。

新成長戦略に盛り込まれた国際戦略総合特区等を通じた規制・制度改革を最大限推進するとともに、予算面での取組を一層加速させることにより、日本経済の浮揚を図っていく。

平成 24 年度予算においては、「日本再生重点化措置」を最大限活用し、新たなフロンティア及び新成長戦略、教育・雇用等の人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現といった分野への投資に予算配分の重点化を図る。さらに、環境・エネルギー制約克服のための研究・技術開発や、実用を重視した衛星システムの構築、日本の強みを生かした海外ビジネス展開の拡大、ライフイノベーションの推進等の分野については、未来の日本を担う新産業の創出に向けた投資として、特に重点的に推進していく。

その際、「宇宙」「海洋」「エネルギー・環境」「ライフイノベーション」といった各省横断的分野については、関係省庁間の連携や重複排除、規制改革との整合性を確保する観点から、府省横断的に優先順位付けを十分検証し真に効果のある事業を厳選するため、各府省の施策を要求段階から統合・調整し、これら重要施策を積極的・効率的に推進する実効性のある体制の在り方を検討する。

また、日本の未来を担う科学技術イノベーション政策を重点的、効率的に進めていくために、総合科学技術会議を改組し、司令塔機能を強化する。

(3) 分厚い中間層の復活に向けて

所得中位層に属する階層をかつての水準に回復させること等により、分厚い中間層を復活させることが必要である。そのためには、働く能力がある国民が全員参加できる社会の実現を目指すとともに、働く能力を育てる政策が必要であり、平成 24 年度予算において重点的に取り組む。

① 雇用

雇用を通じて一人一人が参加できる活力ある社会を築くため、若者の雇用促進に向け、雇用のミスマッチ解消に向けた取組を推進するとともに、強化された求職者支援の仕組み（求職者支援制度）を通じて雇用のチャンスを拡大する。あわせて、女性・高齢者等が働きやすい環境の整備は喫緊の課題であり、全員参加型の社会の実現を目指した環境整備を進める。

② 人材育成

成長の源泉は人材であり、経済再生のためにも、分厚い中間層復活のためにも、産業構造の変化や新たな国際分業に対応した人材育成が重要である。このため、産学の連携・協力を図りつつ、大学改革を推進するとともに、国際的視野を涵養する取組を推進し、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成を図る。

(4) 農林漁業の再生

農林漁業は、新たな時代を担う成長産業である。所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況を克服し、高いレベルの経済連携の推進と国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てることが必要である。

このため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定)に基づく 5 年間の行動計画の初年度として、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、6 次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を生かせる農業への改革を推進する。

(5) エネルギー・環境政策の再設計

福島原発事故の反省を踏まえ、事故収束と原子力安全の強化に万全を期すとともに、原子力発電に電力供給の過半を依存してきた現行のエネルギーミックスをゼロベースで見直す。「平成 24 年度エネルギー関連研究開発予算の策定の基本的な考え方」(平

成 23 年 11 月 25 日エネルギー・環境会議決定) を踏まえ、省エネルギー対策を強化し、再生可能エネルギーの比率を高め、化石燃料のクリーン化、効率化に向けた研究開発予算等を重視するとともに、関係省庁間の重複を排除する。あわせて、円高メリットも生かした海洋資源権益等の獲得を進める。

(6) 地域主権改革

地域主権改革は、地域のことは地域で決めるための重要な改革である。平成 23 年度予算に引き続き、平成 24 年度予算においても補助金等の一括交付金化を更に進め、対象事業の拡大、増額を図るとともに、都道府県に加え、政令指定都市に対象を拡大する。

(7) 既存予算の不断の見直し

平成 24 年度予算は、東日本大震災からの復旧・復興の足取りを確実なものとするために、国民に追加的な負担をお願いしつつ編成される予算であると同時に、社会保障・税一体改革を控えた予算であり、これまで以上の緊張感を持って、徹底した無駄の排除を進めていく。

政権交代後、新政権では、国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使いみちを自ら精査し、自ら主体的に決定することを目指し、予算編成過程の透明化を梃として、行政の無駄や非効率の徹底的な排除を進めてきた。

これまで、行政刷新会議の事業仕分けを全面公開で行い、大きな成果を挙げるとともに、各府省自らが事業仕分けの手法を用いて事業の内容等の点検を行い、その結果を概算要求等に反映させる行政事業レビューの取組を毎年実施することとするなど、国民の監視の下に予算編成・執行を進める取組を進めてきた。

平成 24 年度予算編成に際しては、「平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について」(平成 23 年 9 月 20 日閣議決定) に基づき、概算要求段階から無駄づかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げるとともに、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分を行い、省庁を越えた大胆な予算の組替えに取り組んできた。また、行政刷新会議において、事業の無駄や非効

率の背景にある政策的・制度的な問題にまで掘り下げて、公開の場で議論し提言を行う「提言型政策仕分け」を実施した。

今後、こうした取組や提言を具体的な成果に結び付ける必要がある。行政刷新会議の提言については、平成 24 年度予算に反映させるよう内閣が一体となって必要な結論を得るとともに、所管府省において具体的に改革の検討を進めるものとする。

独立行政法人については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえた、制度・組織の見直しを行うこととし、政府系公益法人についても、それらに対する支出等について、これまでの指摘等を踏まえ、各大臣は不断に見直しを行うとともに、指導監督を徹底する。

公務部門における徹底した無駄の排除は必須であり、特に庁費・官庁営繕等については厳しく対応するとともに、国家公務員の定員を厳しく抑制する。

また、特別会計の改革について、平成 22 年秋の事業仕分け第 3 弾の評価結果を受け、東日本大震災の影響も踏まえつつ、制度の在り方に踏み込んだ検討を行い、平成 24 年の通常国会に法案を提出する。

3. 財政運営戦略の着実な実現

財政再建は決して一直線に実現できるような単純な問題ではない。(1)政治と行政が襟を正す歳出削減の道、(2)経済活性化と豊かな国民生活をもたらす増収の道、(3)そうした努力を尽くすとともに、将来世代に迷惑を掛けないために、更なる国民負担をお願いする歳入改革の道。これらの三つの道を同時に展望しながら進めていく必要がある。

欧州の政府債務危機の状況も踏まえ、我が国財政への市場の信認を確保していくため、財政運営戦略における財政健全化目標の達成に向け、行政刷新会議の「提言型政策仕分け」等も活用しつつ既存歳出の見直しを進め、「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」（平成 23 年 8 月 12 日閣議決定）に基づいて平成 24 年度予算編成を進めるとともに、「社会保障・税一体改革成案」に沿って具

体化に向けた検討を進め、次期通常国会への関連法案の提出を目指す。

(1) **新規国債発行額**

平成 24 年度当初予算における新規国債発行額（償還財源の確保された復興債を除く）は、平成 23 年度当初予算の水準である約 44 兆円を上回らないものとするよう、全力を挙げる。

(2) **基礎的財政収支対象経費**

平成 24 年度当初予算における基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）にのっとり、平成 23 年度当初予算の水準である約 71 兆円（年金差額分（基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 と 36.5% の差額をいう。以下同じ） 2.6 兆円を除けば 68.4 兆円）を実質的に上回らないものとする。年金差額分については、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとし、平成 24 年度予算編成における取扱いを検討する。

なお、復旧・復興対策に係る経費については、復興事業に係る歳入歳出を管理する特別会計を平成 24 年度に設置し、区分経理を行う。

(3) **財政運営戦略の進捗状況の検証**

国家戦略室は、関係府省の協力を得て、年明け後、平成 24 年度予算及び社会保障・税一体改革の進捗状況を踏まえ、財政健全化目標を始めとする財政運営戦略の進捗状況の検証を行い、公表するものとする。